



にしあいつ

冬の暮らしガイド

安全に生活するために	P 2
除雪に関する支援制度	P 8
みんなで守ろう冬のマナー	P 11
冬の交通を確保する除雪	P 12
困ったときはココに相談	別紙



令和4年12月 改訂版

西会津町





安全に生活するために

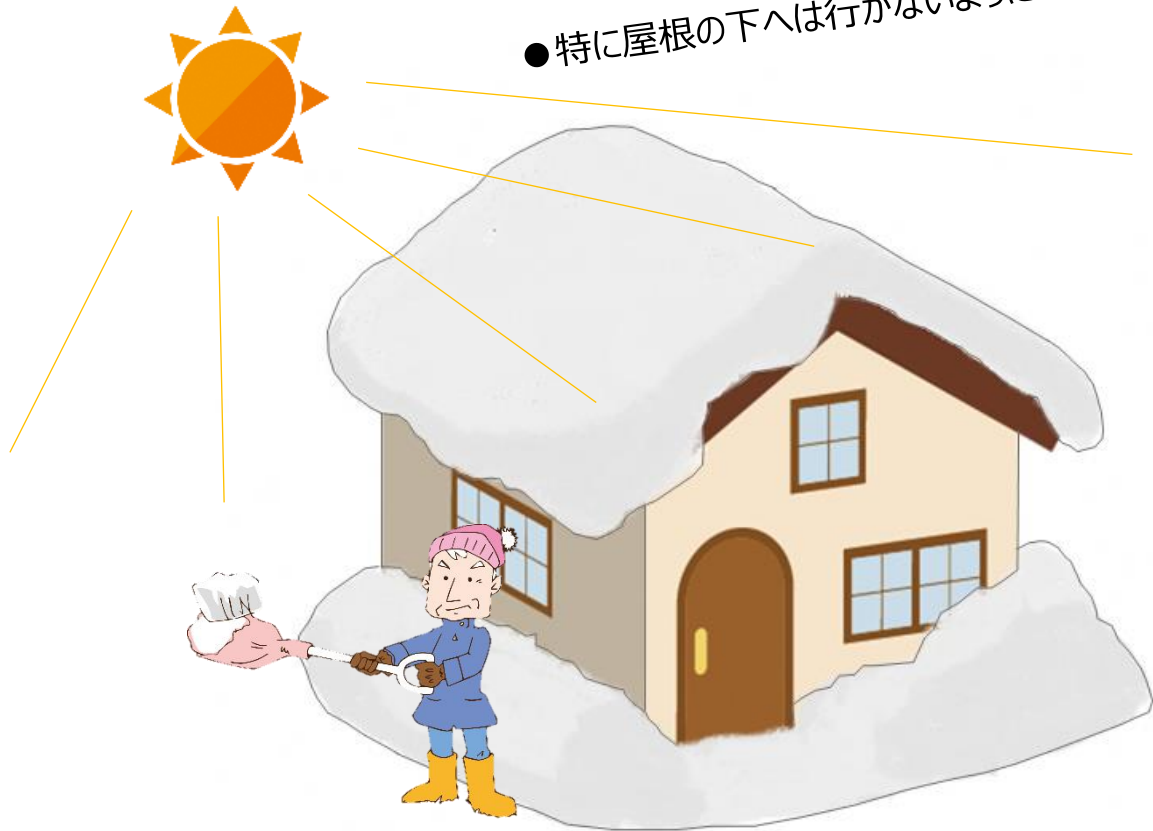
西会津の冬を安全に過ごすために、次の内容をよく確認しましょう。



除雪作業はキケンがいっぱい！ 安全対策は万全に！

**晴れの日や気温の高い日は
屋根の雪のゆるみに注意！**

- 暖かい日の午後は特に注意しましょう。
- 雪解け水や雪がうごく音に注意しましょう。
- 特に屋根の下へは行かないようにしましょう。



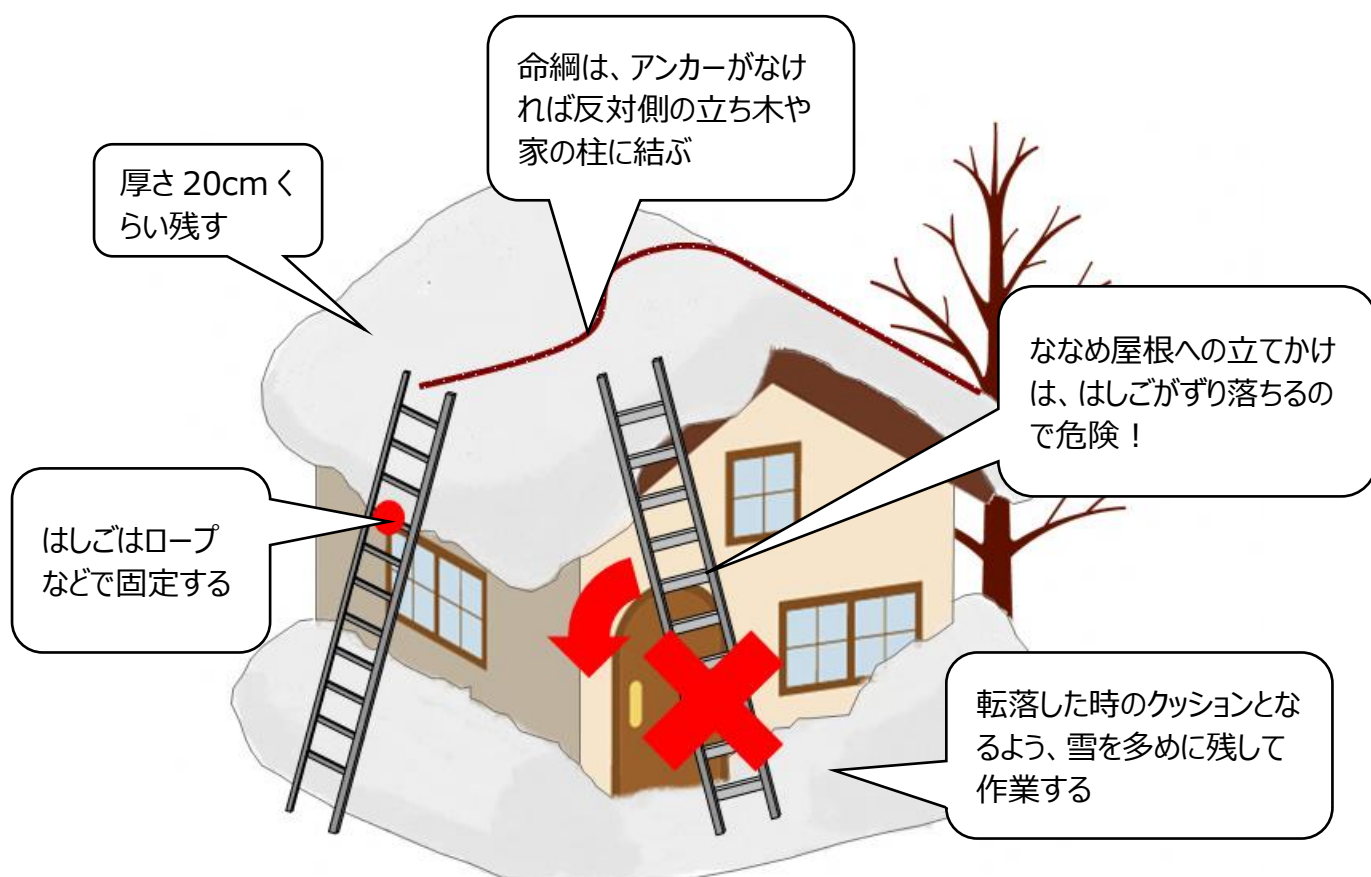
全国で、毎年多くの方が除雪中の事故で犠牲になっています

**晴れの日や気温の高い日は屋根から雪
が落ちてきます！**

屋根の下での作業は絶対にやめましょう

雪下ろし作業には命綱を使いましょう！

- 転落防止のために命綱を使いましょう。
- 命綱を固定するには、専用のアンカーを屋根に取り付ける、反対側の立ち木や家の柱に結ぶなど、状況に応じて工夫しましょう。



足場はいつも注意！ はしごはしっかり固定しましょう

- 転倒防止のため、はしごの足元をしっかりと固め、上部をロープで固定しましょう。
- はしごの長さは軒先より 60cm 以上高くしましょう。
- 屋根に対して真っすぐに、正しい角度でかけましょう。
- はしごの乗り降りには特に注意が必要です。
- 足場は慎重につくりましょう。
- 屋根の下には、多めに雪を残して作業をしましょう。



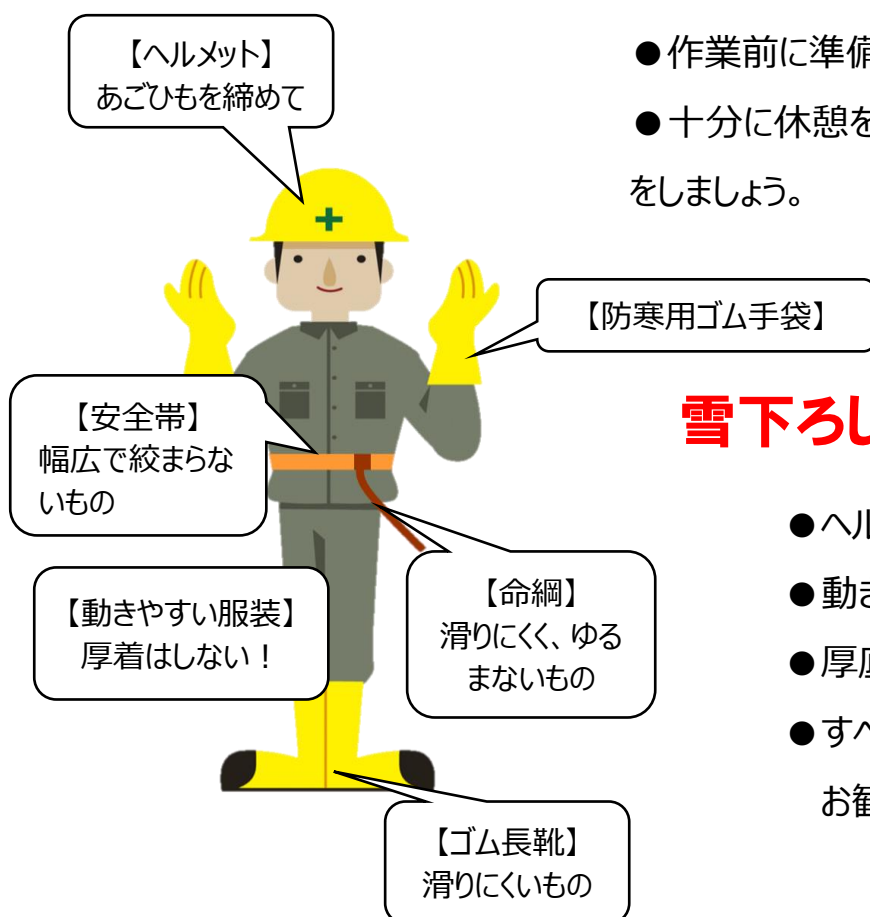
はしごに正しい角度が表示されています

作業は必ず2人以上で行いましょう！

- 事故に備えて2人以上で作業をしましょう。
- やむを得ず1人で作業する場合は、家族やご近所に声をかけましょう。
- 携帯電話を持ちましょう。

無理な作業はやめましょう！

- 体調の悪いときは無理をしないで休みましょう。
- 作業前に準備運動をしっかり行いましょう。
- 十分に休憩を取りながら、何回かに分けて作業をしましょう。



雪下ろしは安全な服装で！

- ヘルメットを正しく着用しましょう。
- 動きやすい服装にしましょう。
- 厚底の長靴は避けましょう。
- すべりにくい防寒性のゴム手袋がお勧めです。



家庭用除雪機械の正しい使い方

- デッドマンクラッチ^{注1}を固定しない
- 投雪口の雪詰まりを取るときは、エンジンを切ってから
- 周囲に人がいないか注意しながら作業をする
- 除雪機械での道路への雪出しはしない
- 除雪機械を使って、流雪溝への投雪はしない

注1 手を離すと自動的に除雪機が止まる安全装置（右図参照）



デッドマンクラッチ



水道の凍結防止に注意しましょう

水道管が凍りやすくなるのは・・・

① 最低気温が

-4℃以下 になるとき

② 旅行などで数日間留守にするとき



- 水道管の水抜きを！
- 屋外水栓・メーターの保温を！



雪が降る前に宅地まわりの点検を

FF式ストーブの給排気筒が雪でふさがらないよう付近の除雪を行いましょう。

灯油タンクやLPガス容器の配管等に破損がないか、日頃から家の周りを点検しましょう。道路に接している工作物（花壇、ブロック塀など）等にはポールを立てるなどして道路除雪の際わかるようにしてください。



ストーブの正しい使い方

冬期間はストーブ等の暖房器具が出火原因の火災が増加します！！

暖房器具は、適切に使用し火災を起こさないように気をつけましょう。

- **ストーブの周りに燃えやすい物や灯油タンクは置かない**
- **ストーブを点火したまま給油しない**
- **ストーブの上に洗濯物を干さない**





冬期間はゴミの出し方に注意してください

冬期間の資源ゴミ（ペットボトル・空き缶）の収集は、コンテナを設置しませんので、燃やせないゴミの袋に種類ごとに入れて出してください。

※空き瓶の収集は 12 月中旬から 2 月末まで休止しますのでご家庭で保管願います。



降雪により収集運搬車の運行が困難なことから、冬期間は次の収集場所のゴミの収集を休止しますので、地区の最寄りの収集場所へゴミを出してください。

【12月中旬から2月末まで休止】

自治区名	収集場所名称
橋屋	小坂前
漆窪	泥浮地区収集所
出戸	町道上村線三叉路広場前
小山	鍛冶屋敷側収集所
黒沢	沼新田収集所
	今和泉収集所



冬の交通安全には特に気をつけましょう

- 冬場のお出かけは時間に余裕をもちましょう。
- 早めにスタッドレスタイヤに取り換えましょう。
- 雪道や凍結した道路の運転では、急ハンドル、急ブレーキ、急加速は危険です。
- スピードを抑えて安全運転に心がけましょう。
- 積雪時は道幅がせまくなっていることがあります。
- 作業中の除雪車には近づかないようにしましょう。





感染拡大防止のための基本対策

令和4年6月9日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

一人ひとり**基本的な感染対策を徹底**してください。



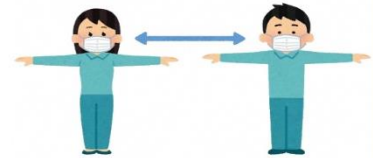
場面に応じて
マスクを正しく着用※
しましょう。
(不織布マスクを推奨)



こまめな**手洗い、
手指消毒**を徹底
しましょう。



窓を開けるなどして、
**こまめな（できれば常
時）換気**をしましょう。



人と人の距離は、
できるだけ**2m**
取りましょう。

- ・ **高齢の方や、基礎疾患のある方は、
感染リスクの高い行動は控え**ましょう。
- ・ **家庭から感染が広がらないよう**取り組みましょう。
- ・ **同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から
数日程度、出勤等を控えるなどの検討**をしましょう。



さらに冬の感染症予防対策をしっかりと

冬は寒さや外気の乾燥、夏場よりも積極的に水分を採らないため体内の水分量が減少し、免疫力が低下しがちです。また、低温・低湿度の環境はウイルスにとって最適な環境であり、こまめな消毒が欠かせません。

季節性インフルエンザ、ノロウイルスなども流行してきますので注意が必要です。

冬の換気対策



- ✓ 暖房器具と併用しながらの換気が望ましい。
- ✓ 換気中もエアコンを付けておくことで、気流を生み、換気の効率アップにもつながる。
- ✓ サーキュレーターを斜め上、窓の方向へ向けるとすばやく換気できる。

※ 換気のためやす（1～2時間ごとに5～10分）

冬の湿度対策



- ✓ 室内の空気が乾燥していると、飛沫が急激に乾いて、エアロゾル（空気中に漂う微細な粒子）になる量が増えるため、湿度 60%を目安に加湿する。



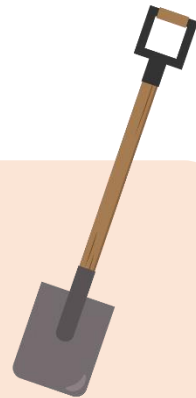
除雪に関する支援制度

町や社会福祉協議会では、高齢者世帯や障がい者世帯、地域ぐるみで除雪作業を行う自治区や除雪組合等に対する各種事業を実施しています。



雪処理支援隊派遣事業

家族や集落から支援を受けることが困難な高齢者世帯や障がい者世帯等に対して、雪処理支援隊を派遣し、冬期間の安心な生活を支援しています。



対象者

次のすべてに該当する世帯

- ① 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯のいずれか
- ② 自力での除排雪が困難
- ③ 子どもや兄弟等からの支援を受けられない世帯
- ④ 町民税非課税世帯（年金収入 1 4 8 万円を超える場合は除く）

支援の内容

- 玄関先から除雪道路までの除排雪・雪踏み
- 道路除排雪後の雪の処理
- 豪雪時の軒先の雪処理、避難路の確保

利用方法など

町で対象者を調査して決定します。
詳しくは町役場へお問合せください。

☎ 45-2214（福祉介護課 福祉係）



除雪機械貸与事業

大型除雪機械で除雪が困難な町道等について、地域ぐるみで自主的に除排雪を行う除雪組合等に対して、小型除雪機械の貸し出しを行っています。

対象者

地域ぐるみで除排雪活動を行う除雪組合等

貸与期間

毎年 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

利用方法

申請が必要です。町役場へお問合せください。

☎ 45-4530（建設水道課 管理係）



除排雪費用助成事業

自力で除雪するのが困難な世帯を対象に、除雪作業を町に登録した業者や個人に依頼して支払う金額の一部を助成します。

対象世帯

町民税が非課税の世帯で、次に該当する世帯

- ① 75 歳以上の高齢者のみ世帯
- ② 障がい者世帯
- ③ 母子世帯
- ④ 高齢者（75 歳以上）と障がい者、母子で構成される世帯

助成の内容

助成額は、10,000 円で、除雪費用の支払いに使用できる「給付券」を交付します。

利用方法

町で対象世帯に通知しますので、「給付券」の交付を申請してください。詳しくは町役場へお問合せください。

☎ 45-2214（福祉介護課 福祉係）



社会福祉協議会 除雪機械貸与事業

町社会福祉協議会では、高齢者や障がい者世帯等に対する除排雪支援を行う地域ぐるみの取り組みとして、除排雪を行う方に除雪機の貸し出しを行っています。

対象者

高齢者・障がい者世帯等に対する除排雪支援を行う方

貸与期間

平日の午前9時から午後4時までとし、当日返却となります。

その他

費用は無料ですが、除雪機の運搬は各自でお願いします。

仕様は、小型除雪機（11馬力・軽トラック積み）

中型除雪機（15馬力・トラック積み）です。

利用方法

申請が必要となります。

町社会福祉協議会へお問合せください。☎ 45-4259



社会福祉協議会 見守り協力員活動



町社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が続けられる環境づくりを推進することを目的として、各地域に見守り協力員を配置しています。

見守り協力員さんは、高齢者世帯等に対し、年間を通して見守り活動を行っており、冬期間については除雪が困難な世帯への声かけに合わせて、玄関先の道付けなどを行っています。



みんなで守ろう冬のマナー

雪が降ると、道路交通や地域の安全確保を行うため、除雪作業を行います。また、流雪溝の管理や消雪パイプの稼働を地域ぐるみで取り組んでいます。ルールやマナーを守らないと、多くの人に迷惑をかけるだけでなく人命にかかわる重大な事故につながる危険性もありますので、町民のみなさん一人ひとりがルールやマナーを守ることを心がけることが大切です。



通行や道路除雪の支障となります

- **道路への雪だしはしない！**（通行の支障になります。）
- **路上駐車はしない！**（除雪作業ができなくなります。）
- **除雪車には近づかない！**（事故の恐れがあり危険です。）



流雪溝はマナーを守って利用しましょう！

流雪溝は、限られた水量で使用するため、利用できる時間が決められている場合があります。また、正しく使用しないと大事故になる恐れがありますので、次のことを守りましょう。

流雪溝は

- **決められた時間以外は、投雪しない！**
- **水が流れていない時は、投雪しない！**
- **流雪溝内の鉄筋の格子ふたは外さない！**
- **機械による流雪溝への投雪は絶対にしない！**
- **作業終了後は、速やかにふたを閉める！**





冬の交通を確保する除雪

町では、毎年 12 月から 3 月まで、冬の交通を確保するため、道路の除排雪作業を行っています。除雪延長は、町内全域で約 170km にもなります。

豪雪地帯である本町の除雪作業は、冬期間の道路交通を確保するため万全の体制で実施しています。



除雪基準を決めて作業をしています

新雪除雪は、路上の積雪が 15cm 以上となることが見込まれる場合に除雪車が出動します。また、地吹雪により吹きだまりが生じるなど、地域の状況で交通に支障を及ぼすと判断される場合は、その都度出動しています。

道路除雪は通常の場合、深夜に出動し、通勤・通学の時間に間に合うようになっていますが、朝方から降り出した日は、通勤・通学の時間帯に間に合わない場合もありますのでご理解願います。



排雪作業で道幅を確保します

雪が降り続き、除雪作業を繰り返すことで、道路幅が狭くなることがあります。狭くなった道路の幅を広げるため、ロータリー除雪機で道路外へ排雪作業を行いますのでご理解願います。



道路除雪に関するお問合せ先

建設水道課 管理係 ☎ 45-4530